

毎週火・金曜日発行（但休日当る）（きは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
種畜の廃用
- 土地改良事業計画等の縦覧
- 土地改良区の定款変更
- 土地改良区の成立
- ◇雑報 支所及び出張所の位置変更

告示

鳥取県告示第百八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
三十条の規定により告示する。

昭和三十八年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡溝口町大内字前河原七六七、七六八、福兼字未
鎌字未鎌河原平三二五（以上三筆について「次の図」
に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
砂防施設敷地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林
務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八
条第一項の規定により、次の種畜が廃用された旨通報が
あつたので、同条第二項の規定により告示する。
昭和三十八年三月十五日

種番証明書 名号種類 飼養者の住所及び氏名

- 昭三七鳥取二 第十三黒毛 西伯郡大山町 石橋一之助
- 第五号 栄 光和種
- 第一号 栄 広
- 第七号 林
- 第一〇号 明治
- 第二一号 光 昭
- 第二二号 培 花
- 第一号 名和町 角田 義次
- 淀江町 渡辺 光雄
- 境港市外江町 藪内 輝栄
- 西伯郡岸本町 加川 潔
- 加川 培幸

鳥取県告示第百十号

昭和三十八年二月二十五日付けで八頭郡那家町大字別府 平尾岩雄ほか十四人の者から申請のあつた別府下津黒土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年三月十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 那家町役場

四 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の習日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、江尾町江尾土地改良区の定款変更を、昭和三十八年三月日認可した。

昭和三十八年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十二号

八頭郡八東町大字東一一八番地 松田正秋ほか十四人の者から申請のあつた東土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十八年三月十五日成立した。

昭和三十八年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十三号

米子市彦名町四五八九番地 河場敏雄ほか十五人の者から申請のあつた米子市彦名後藤川土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十八年三月十五日成立した。

昭和三十八年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十四号

米子市彦名町六七六番地 内田金良ほか十五人の者か

雑 報

昭和三十八年三月十五日

鳥取食糧事務所長 前 田 賢 治

支所及び出張所の位置変更について

当所管内支所及び出張所の位置を下記の通り変更した。

（一）米子支所

（1）移転月日 昭和三十八年三月一日

（2）位 置 米子市日の出町二番地の一

（二）米子支所米子出張所

（1）移転月日 昭和三十八年三月一日

（2）位 置 米子市日の出町二番地の一